○神奈川県町村情報システム共同事業組合人事行政 の運営等の状況の公表に関する条例

(平成23年10月26日) 条例 第 25号)

最終改正 令和5年2月10日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

- 第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、職員(臨時的任用職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項について、管理者に報告しなければならない。
 - (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
 - (2) 職員の人事評価の状況
 - (3) 職員の給与の状況
 - (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
 - (5) 職員の休業に関する状況
 - (6) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
 - (7) 職員の服務の状況
 - (8) 職員の退職管理の状況
 - (9) 職員の研修の状況
 - (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
 - (11) その他管理者が必要と認める事項
 - 一部改正[平成28年条例 4 号]

(公表の時期)

- 第3条 管理者は、前条の規定による報告を受けたときは、毎年12月末日まで に、同条の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならな い。
- 2 管理者は、法第7条第4項の規定に基づき公平委員会の事務を委託している神奈川県から業務の状況の報告を受けたときは、毎年12月末日までに、その報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第4条 前条の規定による公表は、神奈川県町村情報システム共同事業組合条 例等の公布に関する条例(平成23年神奈川県町村情報システム共同事業組合 条例第1号)の規定を準用して行う。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、人事行政の運営等の状況の公表に関し 必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年2月18日条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月10日条例第3号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(短時間勤務の職を占める職員に係る神奈川県町村情報システム共同事業組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の適用に関する経過措置)

第7条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第5条の規定による改正後の神奈川県町村情報システム共同事業組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下この条において「新条例」という。)第2条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新条例の規定を適用する。